

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の  
一部改正について

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を次のように  
改正する。

2022年（令和4年）3月18日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

- 1 一部を改正する規程 別紙のとおり
- 2 施行期日

2022年（令和4年）4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、総務部長に委任する事務を追加する必要がある。

庁 中 一 般

出先機関一般

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年 月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する規程

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程(昭和42年藤沢市教育委員会訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 委員会職員の育児休業に関し任命権者がとるべきこととされている措置

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程(昭和42年教育委員会訓令甲第1号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程 昭和42年11月22日 教委訓令甲第1号</p> <p>（略）</p> <p>（総務部長に委任する事務）</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事務を藤沢市総務部長に委任する。</p> <p>(1) 委員会職員採用のための競争試験及び選考の実施並びに受験資格の決定に関すること。</p> <p>(2) 委員会職員の健康診断の実施及び衛生管理に関すること。</p> <p>(3) 委員会職員の研修に関すること。</p> <p><u>(4) 委員会職員の育児休業に関し任命権者がとるべきこととされている措置</u></p> <p>（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程 昭和42年11月22日 教委訓令甲第1号</p> <p>（略）</p> <p>（総務部長に委任する事務）</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事務を藤沢市総務部長に委任する。</p> <p>(1) 委員会職員採用のための競争試験及び選考の実施並びに受験資格の決定に関すること。</p> <p>(2) 委員会職員の健康診断の実施及び衛生管理に関すること。</p> <p>(3) 委員会職員の研修に関すること。</p>